

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨 2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 2, 469. 94 m²
- (3) 施設の周辺環境 築上町コミュニティーセンター「ソピア」に隣接。
JR日豊線「築城駅」から徒歩10分の住宅地。

2. 職員の配置状況

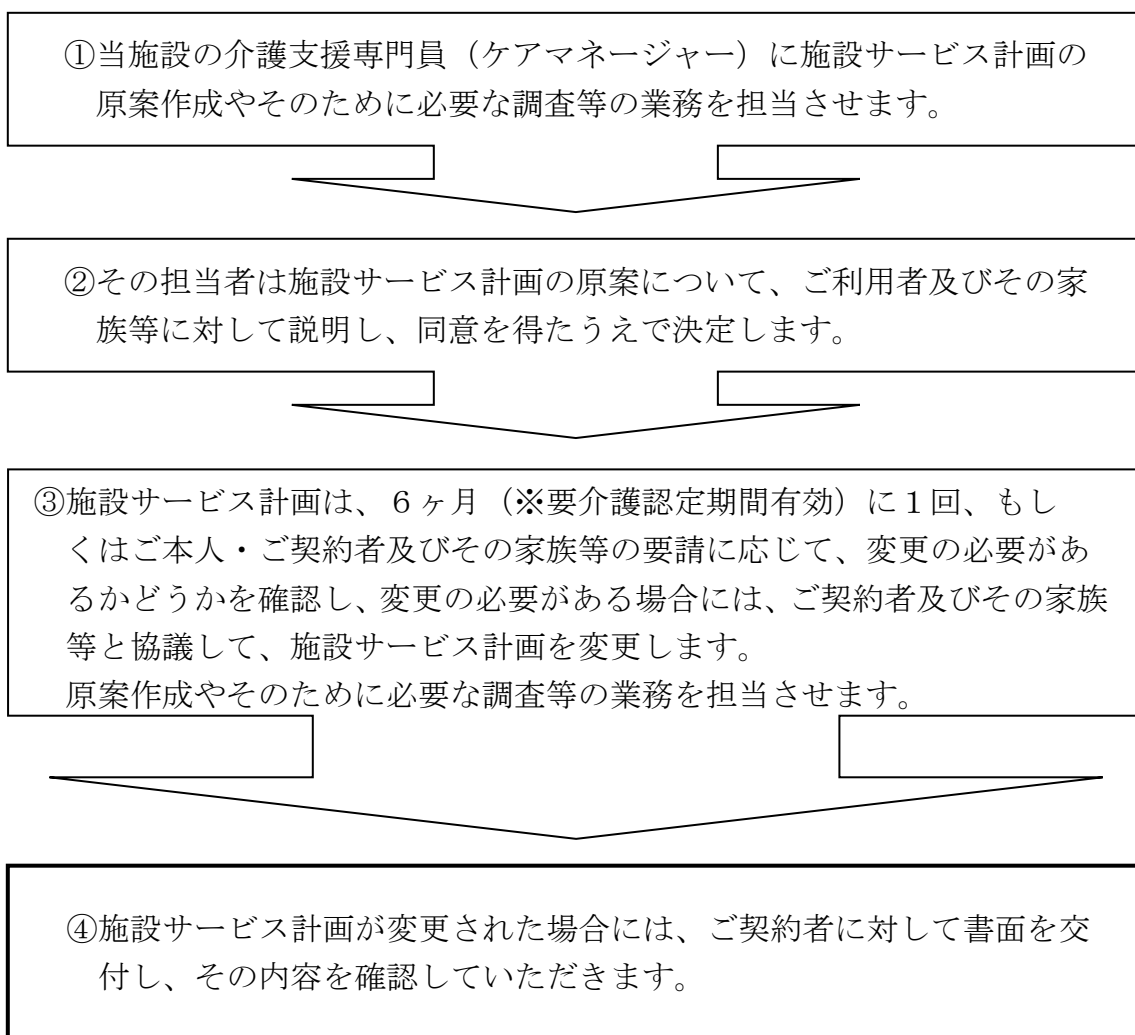
〈配置職員の職種〉

- 【介 護 職 員】・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。
- 【生 活 相 談 員】・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。
- 【看 護 職 員】・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
2名以上の看護職員を配置しています。
- 【介護支援専門員】・・・ご契約者の係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。
1名の介護支援専門員を配置しています。
- 【医 師】・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の嘱託医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者の対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおりに行います。
(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写を交付します。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文章にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 必要物品

入所にあたり、以下のものは必ずお持ち下さい。

- ・洗面道具
- ・衣類・肌着
- ・湯呑
- ・タオル、バスタオル (各4～5枚)
- ・上履き、下履き
(滑り止めスリッパ、リハビリ用運動靴)

- ・ご飯茶碗

(2) 持込をご遠慮いただくもの。

- ・預金通帳
- ・火気物品 (煙草・ライター含む)
- ・ペット
- ・高額な品物 (貴金属類など)
- ・アルコール類

※ご利用者の身体状況により必要なもの、詳細については、職員にご相談ください。

(3) 面会

面会時間 利用者にとって、ご家族との面会は何よりの楽しみです。面会時間は、午前9時から午後7時までとなっております。

なお、飲酒をされた方の面会はお断りさせていただきます。

※来訪者は、必ずその都度面会簿にご記入下さい。

※なお、来訪される場合、生物の持ち込みはご遠慮ください。

また、食品をお持ちになった時は、必ず職員へお知らせください。

介護のため、利用者の食事状況にも、気を配っております。

(4) 外出・外泊

外出、外泊される場合は、事前にお申し出ください。

なお、外泊期間中、1日につき246円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

(5) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。

(6) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状を回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。

(7) 喫煙

建物内は全館禁煙とさせていただきます。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により、ご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者が故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。